

下水道に関する提言

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の整備を効率的・効果的に促進するとともに、防災・安全対策等、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 下水道の計画的な整備促進

- (1) 下水道事業の計画的な普及拡大並びに整備促進を図るとともに、老朽化する下水道施設の耐震化や改築・更新等を促進し、下水道運営に支障が生じないよう、必要な財政措置等を講じること。
- (2) 「市町村の合併の特例等に関する法律」の特例措置後の流域下水道事業について、都道府県による施設管理の継続や特例期間の延伸など地域の実情に応じた制度改正を行うとともに、必要な財政措置を講じること。
- (3) 下水道の整備促進や地方自治体が担う財政負担の軽減のため、下水道事業債の償還期間の延長及び借換債制度等の適用要件の緩和を図ること。
また、補償金免除繰上償還制度の再構築と対象債の拡充等を図ること。
- (4) 私道への公共下水道の敷設の円滑化が図られるよう必要な方策を検討すること。

2. 節水意識の向上等に伴う使用料収入の減少、老朽施設に係る更新費用の増大及び消費税引き上げ等、厳しい経営状況にある下水道事業に支障が生じないよう配慮すること。

3. 国庫補助金等の交付を受けて取得した下水道未利用地の利活用を図るため、市単独費で取得した用地との交換や国費の返還なしに用途変更等が可能となるよう包括承認制度の要件を緩和すること。